

議案第10号

匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例

匝瑳市国民健康保険条例（平成18年匝瑳市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(参考)

匠瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第12条 略 (罰則)</p> <p>第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした _____ 場合は、当該世帯主を10万円以下の過料に処する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第12条 略 (罰則)</p> <p>第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、当該世帯主を10万円以下の過料に処する。</p> <p>以下 略</p>